

大阪市告示第967号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年7月11日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

KOHYO阪急三国店

大阪市淀川区新高三丁目6

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

株式会社光洋 代表取締役 西峠 泰男

大阪市北区天神橋二丁目3番16号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) 阪急三国店舗計画

大阪市淀川区新高三丁目6

(変更後)

KOHYO阪急三国店

大阪市淀川区新高三丁目6

② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前)

株式会社光洋 代表取締役 平田 炎

大阪市北区天神橋二丁目3番16号

(変更後)

株式会社光洋 代表取締役 西嶋 泰男

大阪市北区天神橋二丁目3番16号

- ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社光洋 代表取締役 平田 炎

大阪市北区天神橋二丁目3番16号

外1者

(変更後)

株式会社光洋 代表取締役 西嶋 泰男

大阪市北区天神橋二丁目3番16号

外1者

(4) 変更年月日

① 令和4年8月9日

② 令和7年4月18日

③ 令和7年4月18日 外

2 届出年月日

令和7年6月18日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

(2) 期間

令和7年7月11日(金)から令和7年11月11日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝

日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 11 月 11 日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)